（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	116,800
（略）	（略）

第三～第十一　（略）

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	106,300
（略）	（略）

第三～第十一　（略）

○国土交通省告示第二百五十号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六八号	小島　史義	愛知県	令和八年一月二十日	島原海湾水先区
第二四六九号	安藤圭一郎	山口県	令和八年一月二十日	関門水先区
第二四七〇号	坂下　純一	兵庫県	令和八年一月二十日	大阪湾水先区
第二四七一号	勝間　武勇	鹿児島県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七二号	加藤　耕大	福岡県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七三号	内田佑太郎	熊本県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七四号	井上　明幸	福岡県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七五号	藤原　岳史	京都府	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七六号	斎藤　貴	茨城県	令和八年一月二十日	酒田水先区
第二四七七号	前田　尚史	北海道	令和八年一月二十日	函館水先区
第二四七八号	久野　真之	愛知県	令和八年一月二十日	伊勢三河湾水先区

○国土交通省告示第二百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
シンガポール事務所	20 Science Park Road, #03-01 Teletech Park Singapore Science Park II, Singapore 117674

㈡　変更年月日　令和八年一月二日

○国土交通省告示第二百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
変更後	大阪府大阪市港区築港一丁目７番18号

㈡　変更年月日　令和八年一月十三日

○防衛省告示第二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月九日、同月十三日及び同月十七日から同月二十二日（予備、同月十日及び同月十四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月九日（予備、同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎